

市民税・都民税と所得税の申告をする方へ

市民税・都民税の主な改正



問市民税課 0422-29-9194

給与所得控除の見直し

給与所得控除額は、最低保証額が10万円引き上げられ、65万円(改正前55万円)となりました。給与収入が190万円以下の場合は、給与収入から65万円を差し引いた額が給与所得となります(給与収入が190万円を超える場合の給与所得控除額は変更ありません)。

各種扶養控除等に関する所得要件などの引き上げ

各種扶養控除等に関する所得要件などが10万円引き上げられます。

要件	改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額の要件	48万円以下	58万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の要件		
雑損控除の適用が認められる親族の総所得金額等の要件		
勤労学生の合計所得金額の要件	75万円以下	85万円以下
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

大学生年代の子等に関する控除(特定親族特別控除)の新設

納税義務者が、納税義務者の配偶者および青色事業専従者などを除き、生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等がいる場合に、その総所得金額等から下表の額を控除します。控除の対象者は、親族等の合計所得金額が58万円を超え123万円以下の方に限ります。

親族等の合計所得金額	控除額(住民税)
58万円を超える95万円以下の方	45万円
95万円を超える100万円以下の方	41万円
100万円を超える105万円以下の方	31万円
105万円を超える110万円以下の方	21万円
110万円を超える115万円以下の方	11万円
115万円を超える120万円以下の方	6万円
120万円を超える123万円以下の方	3万円

子育て世帯・若者夫婦世帯の住宅ローン控除の維持

19歳未満のお子さんを育てる世帯と夫婦のいずれかが40歳未満の世帯が、令和7年に認定住宅などを新築し住み始めた場合に適用となる借入限度額には、令和4~6年と同様の措置が実施されます。詳しくは国土交通省HPをご確認ください。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限にご注意ください

問三鷹市マイナンバーカードセンター 0422-40-0311

マイナンバーカードを利用してe-Taxで確定申告を行うには、電子証明書が必要です。電子証明書の更新・再発行や暗証番号の初期化には、同センターや市役所、市政窓口で手続きを行う必要があります。

※電子証明書の手続きをした当日はe-Taxが利用できないことがあります。

保険税・保険料は社会保険料控除の対象です

問①②納税課 0422-29-9218、③介護保険課 0422-29-9277

前年の1~12月に納めた①国民健康保険税、②後期高齢者医療保険料、③介護保険料は控除の対象となります。納付額は下記の書類でご確認ください。

確認書類

- 特別徴収(年金からの天引き)=日本年金機構または各共済組合から送られる前年分の公的年金等の源泉徴収票
- 普通徴収 納付書での支払い=領収書、口座振替=振替口座の通帳
※令和7年分から口座振替済のお知らせを送付していません。7年1月以降の納付額は通帳などでご確認ください。

※健康保険組合などに加入している方は、加入先の組織へ確認してください。

介護保険サービス利用料の一部は医療費控除の対象です



問介護保険課 0422-29-9274

控除対象金額は、同サービスを利用した際の領収書に記載されています。対象費用の内容など、詳しくは市HPをご覧ください。

サービス区分	サービスの種類	医療費控除の対象費用
居宅サービス(医療系)	訪問看護、通所リハビリなど	自己負担額、居住費、食費
居宅サービス(福祉系)	訪問介護、通所介護など	ケアプランに基づいて医療系の居宅サービスと併せて利用した場合の自己負担額(一部例外あり)
施設サービス(医療系)	介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院	自己負担額、居住費、食費
施設サービス(福祉系)	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設	自己負担額と居住費、食費の合計額の2分の1

「おむつ代の医療費控除」「障害者控除」の証明書を発行します



問介護保険課 0422-29-9275

証明書の発行は毎年申請が必要です。発行には日数がかかりますので、早めの申請をお願いします。申請書は市HPからも入手できます。

寝たきりの方のおむつ代医療費控除確認書

●要介護・要支援認定を受けており、寝たきりで尿失禁などの可能性が介護認定資料により確認できる方(令和6年分から対象となる要件が変更となりました。詳しくは同課へお問い合わせください)

※確定申告には、おむつ代の領収書などが必要です。

65歳以上で障害者手帳などがない方の障害者控除対象者認定書

●65歳以上で要介護・要支援認定を受けており、障害者控除対象者認定基準の要件に該当する方、または日常生活において介護を必要とし、日常生活に支障のあることが確認できる医師の診断書をお持ちで、その内容が障害者控除対象者認定基準の要件に該当する方

中学生の「税についての作文」受賞者

問納税課 0422-29-9211



国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が実施する同事業で、市内の中学生14人が下記の賞を受賞しました(敬称略。受賞作は市HPに掲載)

- 三鷹市長賞 三木莉緒(三鷹中等教育学校)
- 三鷹市教育長賞 吉岡萌乃佳(七中)
- 東京納税貯蓄組合総連合会会長賞 和田環希(三鷹中等教育学校)
- 武蔵野納税貯蓄組合総連合会会長賞 大橋景(三中)
- 武蔵野税務署長賞 中村夏帆(三鷹中等教育学校)
- 東京都立川都税事務所長賞 中田祐作(一中)
- 東京税理士会武蔵野支部支部長賞 茂木鳳太(三鷹中等教育学校)

- (社)武蔵野青色申告会会長賞 本山菜穂(三鷹中等教育学校)
- (公)武蔵野法人会会長賞 藤田幸葉(三鷹中等教育学校)
- 武蔵野間税会会長賞 刈谷斗哉(三鷹中等教育学校)
- 武蔵野納税貯蓄組合総連合会優秀賞 鳥居美那(二中)、古瀬愛佳(四中)、細貝萌名(五中)、松木あすか(六中)
- 武蔵野納税貯蓄組合総連合会会長感謝状(学校感謝状)

四中、三鷹中等教育学校